

改葬許可 手続フローチャート

「改葬」とは

埋葬されている遺骨を他の墓地又は納骨堂に移動することを「改葬」といいます。
改葬を行うには、現在遺骨が埋葬されている墓地等がある市町村に改葬許可申請を行い、改葬許可を受ける必要があります。

富士宮市内に遺骨が埋葬されている場合は、富士宮市で手続きを行ってください。

■「改葬」手続きをはじめる前に

- ・改葬（移動）先の墓地又は納骨堂を決めてください。
- ・火葬後、自宅に保管している遺骨を墓地等に移動する場合は、改葬には当たらず手続きは不要です。次頁の「よくあるご質問（Q4）」をご確認ください。

■「改葬」の手続きの流れ

1 改葬許可申請書の入手

※郵送の場合① [次頁へ](#)

市ホームページからダウンロードし印刷するか、環境企画課で受け取る。
申請は遺骨（骨壺）1体につき1部必要です。

2 改葬許可申請書の記入

別紙記入例を参考に、改葬許可申請書に必要事項を記入する。
申請者は原則として墓地等の使用者です。

3 現在埋葬墓地管理者から証明印の受領

現在埋葬している墓地等の管理者から、埋葬の証明として、改葬許可申請書の証明欄に記名押印してもらう。

4 改葬許可申請書の提出

※郵送の場合② [次頁へ](#)

富士宮市役所環境企画課に改葬許可申請書を提出する。
申請時、申請者の印鑑を持参してください。
内容を確認し、即時改葬許可証を交付します。
手数料は無料です。

5 改葬（遺骨の取り出し）

現在埋葬している墓地等の管理者に改葬許可証を提示し、遺骨を取り出す。
改葬許可証を管理者に提出する必要はありません。

6 改葬（遺骨の埋蔵）

改葬（移動）先の墓地等の管理者に改葬許可証を提出し、遺骨を納める。

■郵送による手続き

※次のものを同封し郵送してください。

①改葬許可申請書の入手

- a. 申請書の必要部数と連絡先（氏名・電話番号）を記入したメモ
- b. 返信用封筒

（住所・氏名を記入し84円切手を貼付 ※申請書4部以上の場合は94円切手）

②改葬許可申請書の提出

- a. 改葬許可申請書（記入・押印漏れがないかご確認ください）
- b. 返信用封筒（住所・氏名を記入し84円切手を貼付）

■よくあるご質問

Q 1 改葬許可証はすぐに発行されますか？

A 1 申請書を窓口へ提出されたら、内容を確認し、その場で改葬許可証を発行します。郵送による提出の場合は、到着後1週間以内に返送します。

Q 2 死亡者住所（又は本籍、死亡年月日、火葬場所）がわかりません。

A 2 「不詳」と記入してください。

Q 3 改葬の場所が決まっていますが、改葬許可の申請はできますか？

A 3 原則として、改葬先が決まってから申請してください。改葬しなければならないやむを得ない事情がある場合は、環境企画課までご相談ください。

Q 4 火葬後、自宅に保管している遺骨をはじめて墓地又は納骨堂に納める場合、改葬許可証は必要ですか？

A 4 この場合は改葬には当たらず改葬許可証は不要ですが、火葬場で発行される埋火葬許可証が必要です。

Q 5 遺骨を墓地又は納骨堂から取り出して二つに分けた後、一つは元の墓地等に戻し、もう一つは別の墓地等に納める場合、改葬許可証は必要ですか？

A 5 これは「分骨」という手続きになります。改葬には当たらず改葬許可証は不要です。遺骨を分ける際に、墓地等の管理者に「分骨証明書」を発行してもらってください。

Q 6 改葬許可証を取得した後に、改葬先を変更することになりました。変更後の改葬先が記載された許可証を取得するには、どのような手続きが必要ですか？

A 6 現在手元にある改葬許可証に、改葬許可申請後の経緯（改葬先が変更になった理由や遺骨を取り出した後の管理方法等）を記した文書を添付して、環境企画課まで提出してください。

申請書の提出先・お問合せ先

富士宮市役所 環境企画課 環境衛生係（庁舎4階）

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地 TEL：0544-22-1136

市ホームページ

（トップページ／市民の皆さんへ／墓地・埋葬／改葬許可申請の手続きについて）